

令和 5年度杉並区事務事業評価シート

(00039)

事務事業名称	防犯対策の推進					款 02 項 01 目 08 事業 002	整理番号	039	
現担当課名	危機管理対策課		係名	地域安全担当		連絡先電話番号	1585	昨年度整理番号	038
上位施策No・施策名	03 犯罪が起りにくい、犯罪を生まないまちづくり					予算事業区分	既定事業		
事業開始	平成15年度	実行計画事業	目標 01	施策 03	計画事業 01	02	主要事業（区政経営報告書掲載事業）		
令和 4年度担当課名	危機管理対策課					事業評価区分	一般		

令和 4年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	区民	根拠法令等	(1) 杉並区生活安全及び環境美化に関する条例 (2) 杉並区地域防犯自主団体支援事業実施要綱
事業の目的・目標（対象をどのような状態にしたいのか）	関係機関等と協働して防犯対策を推進することにより、区内の犯罪抑止を図る。 区民に対し、防犯意識の普及啓発を進め、より安全に安心して暮らすことのできるまちを目指す。	活動指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2)	犯罪発生情報メール登録者数 自動通話録音機貸与台数
事業内容（事務事業の内容、やり方、手段）	杉並区安全パトロール隊及び委託警備業者による防犯パトロールを実施する。 安全パトロール隊員による防犯診断を実施する。 防犯自主団体の活動に要する物品の一部支給など、団体の自主的な活動を支援する。 特殊詐欺対策を推進する。 犯罪発生情報を電子メール等を用いて提供する。 街角防犯カメラの設置及び維持管理を行う。 防犯啓発イベントを企画・開催する。 防犯意識の普及啓発品等を作成・配布する。	指標説明 成果指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2) 指標説明	刑法犯認知件数 殺人、強盗等刑法に規定する全ての犯罪認知件数(交通事故及び特別法犯除く) 1~12月【社会】 特殊詐欺被害発生件数 特殊詐欺被害の発生件数 1~12月【社会】

指標、総事業費 (Plan・Do)

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度		令和 4年度		令和 5年度	令和 4年度	令和 4年度
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績	計画	対計画比 (%)	予算執行率 (%)
活動指標 (1)	1 人	29,485	30,000	28,253	30,000	28,233	30,000	94.1	89.9
活動指標 (2)	2 台	1,077	1,000	1,446	1,000	933	1,000	93.3	
成果指標 (1)	3 件	2,573	3,000	2,041	2,300	2,260	2,200	98.3	
成果指標 (2)	4 件	148	133	121	130	153	120	117.7	
事業費	5 千円	77,751	73,891	71,237	74,164	66,650	79,041	特記事項	
人件費	常勤職員分（再任用含）	6 千円	18,281	17,006	17,187	16,686	16,636	13,299	成果指標 (1) 刑法犯認知件数及び成果指標 (2) 特殊詐欺被害発生件数は、計画(目標値)よりも実績が低い場合に、より成果があったと評価できる指標です。
	上記以外の職員	7 千円	65,304	65,304	66,150	66,150	66,204	66,204	
総事業費 (5+6+7)	8 千円	161,336	156,201	154,574	157,000	149,490	158,544		
財源	受益者負担分	9 千円	0	0	0	0	0	0	
	国・都からの補助金	10 千円	2,553	1,815	1,055	0	0	0	
	その他の補助金等	11 千円	0	0	0	0	0	0	
	特定財源計 (9+10+11)	12 千円	2,553	1,815	1,055	0	0	0	
	差引：一般財源 (8-12)	13 千円	158,783	154,386	153,519	157,000	149,490	158,544	

令和 5年度杉並区事務事業評価シート

令和 4年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 039

	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
主な取組	地域防犯自主団体活動支援	18	団体	1,048
	安全パトロール業務委託			41,472
	街角防犯カメラ等の新設 (15台) 及び維持管理 (330台)	345	台	15,965
	防犯協会補助	3	団体	1,500
	その他 (自動通話録音機購入、啓発チラシ作成、ネット犯罪防止講演会ほか)			6,665
取組成果	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、防犯自主団体等の地域住民と連携した防犯活動や隣接区と連携した区境パトロールの一部中止・縮小はありましたが、安全パトロール隊による重点パトロールや街角防犯カメラ、公園防犯カメラ合わせて15台のカメラの新設、犯罪発生防犯メール等を活用した啓発活動に取り組みました。また、特殊詐欺対策として、希望する65歳以上の区民を対象に自動通話録音機を933台貸与し、未然防止に努めました。さらに、ネット犯罪防止のため東京商工会議所杉並支部と連携して、サイバーセキュリティ知識向上のための講演会を開催しました。</p>			

令和 4年度 評価・分析、方向性・改善策 (C h e c k ・ A c t i o n)

課題・分析 (1 / 2)	<p>刑法犯認知件数は、令和4年は前年比219件増の2,260件、7%増となりました。また、特殊詐欺件数も、前年比32件増の153件、26%増となりましたが、安全パトロール隊による防犯パトロールの強化や街角防犯カメラ、公園防犯カメラの効果的な設置など、犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくりに向けた取組は、区民意向調査でも高い評価を得ています。</p>
課題・分析 (2 / 2)	<p>令和2年から新型コロナウイルス感染症の拡大により、防犯自主団体などのパトロール活動や各種防犯イベントが一部中止、縮小されるなど、地域の防犯活動に大きな影響を与えました。また、特殊詐欺については、手口の多様化・巧妙化が進んでいることから、最新の手法等に合わせた被害防止対策が必要になります。さらに、デジタル社会の進展に伴い、増加傾向にあるネット犯罪への被害防止対策もより一層重要となります。</p>
現年度の取組成果・予算執行状況 (年度末までの見込含む)	<p>令和5年1月から6月までの刑法犯認知件数は、1,091件で、前年度期比30件の増となっており、年間目標である2,200件以下を達成できるか不透明な状況です。一方、特殊詐欺被害発生件数は、53件で前年度期比29件の減となっており、年間目標である120件以下を達成できる見込みです。引き続き目標の達成に向け、安全パトロール隊による重点パトロールの実施や、警察などと連携した積極的な啓発活動、情報発信に努めていきます。</p>
事業の方向性・改善策	<p>刑法犯認知件数、特殊詐欺件数ともに減少傾向にありますが、コロナ禍以降の人の流れの変化により、計画以上の減少幅となった令和3年度と比べて、令和4年は微増しています。今後はこれらの件数が増加に転じさせないよう、安全パトロール隊による重点パトロールの実施や、防犯カメラの効果的な設置、防犯自主団体への支援や警察と連携した防犯イベント、さらには、多発している自転車盗の防止に特化した啓発活動を積極的に行うなどにより、地域防犯力の向上に努めます。特殊詐欺については、手口の多様化・巧妙化が進んでいることから、被害防止のため、自動通話録音機無償貸与事業の更なる推進や「振り込め詐欺被害ゼロダイヤル」の運用、安全パトロール隊による詐欺電話入電地域での重点広報などを積極的に進めていきます。</p>

令和 6年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	現状維持
	II 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>令和6年度も事業を積極的に推進しますが、警察や地域の団体、区の高齢者部門等と連携を密にすることにより、予算については、現状維持の範囲で対応可能です。</p>	

令和 5年度杉並区事務事業評価シート

(00076)

事務事業名称	消費者センター運営・維持管理			款	03	項	01	目	05	事業	001	整理番号	081
現担当課名	区民生活部管理課		係名	消費者センター			連絡先電話番号	3398-3141		昨年度整理番号	082		
上位施策No・施策名	03 犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり							予算事業区分	既定事業				
事業開始	昭和47年度												
令和 4年度担当課名	区民生活部管理課							事業評価区分	施設維持管理				

令和 4年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	区内在住、在勤、在学者	根拠法令等	(1) 消費者基本法 (2) 杉並区立消費者センター条例
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	良好な施設の維持管理により、消費者行政の拠点として、消費生活に係わる相談や活動の場を提供する。消費者センターの認知度を向上させ、多くの区民に利用してもらう。	活動指標	指標名 (1) 指標説明 指標名 (2)
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	消費者センター施設を適切に維持管理する。消費者グループ等の活動及び区民の学習の場として、教室、グループ活動室、情報資料コーナー等を提供する。	成果指標	指標名 (1) 指標説明 指標名 (2) 指標説明

指標、総事業費 (Plan・Do)

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度		令和 4年度		令和 5年度	令和 4年度対計画比 (%)	令和 4年度予算執行率 (%)
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績	計画		
活動指標 (1)	1								98.5
活動指標 (2)	2								
成果指標 (1)	3								
成果指標 (2)	4								
事業費	5 千円	38,540	32,831	30,057	31,745	31,275	40,374	特記事項	
人件費	常勤職員分 (再任用含)	6 千円	8,503	8,503	8,343	8,343	8,318	8,318	
	上記以外の職員	7 千円	0	0	0	0	0	0	
総事業費 (5+6+7)	8 千円	47,043	41,334	38,400	40,088	39,593	48,692		
財源	受益者負担分	9 千円	0	0	0	0	0	0	
	国・都からの補助金	10 千円	0	0	0	0	0	0	
	その他の補助金等	11 千円	0	0	0	0	0	0	
	特定財源計 (9+10+11)	12 千円	0	0	0	0	0	0	
	差引：一般財源 (8-12)	13 千円	47,043	41,334	38,400	40,088	39,593	48,692	

令和 5年度杉並区事務事業評価シート

令和 4年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 081

	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
主な取組	建物総合管理・保守・点検委託			26,000
	光熱水費の支出			2,942
	消耗品費・修繕費の支出			461
	印刷室及び保育室の管理			582
	その他 (消費者行政関連事務費・管理経費)			1,290
取組成果	<p>消費者センターがあるウェルファーム杉並複合施設棟の施設管理は、効率的な施設管理を行うため、建物総合管理・保守・点検委託契約などは杉並福祉事務所で一括で行い、それぞれの施設は管理部分に応じた費用負担をしています。</p> <p>また、施設の円滑な運営及び関係機関相互の連絡調整を図るため連絡会議を設置し、定期的に会議を開催(令和4年度3回)しています。</p>			

令和 4年度 評価・分析、方向性・改善策 (C h e c k ・ A c t i o n)

課題・分析 (1 / 2)	
課題・分析 (2 / 2)	
現年度の取組成果・予算執行状況 (年度末までの見込含む)	<p>ウェルファーム杉並複合施設の円滑な運営及び施設内関係機関における調整を図るため連絡会議を令和5年4月、7月に2回実施し、施設維持管理の年間予定、管理運営方針、建物管理にかかる委託・光熱水費、4階改修工事等について情報共有しました。</p> <p>また、消防計画に基づき火災総合訓練 (消火訓練、避難訓練) を令和5年8月に実施しました。</p>
事業の方向性・改善策	<p>ウェルファーム杉並複合施設として、円滑な施設運営・維持管理を行い、引き続き一体的に、効率的・効果的な施設管理を図っていきます。</p> <p>また、杉並区立施設再編整備計画(第2期)第1次実施プランに基づき、ウェルファーム杉並にある天沼区民集会所を令和5年9月をもって廃止することに伴う代替措置として、令和5年10月から消費者センター内教室等貸出施設の目的外使用を行います。</p>

令和 6年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	現状維持
	II 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善) ・対象の見直し
予算の方向性の理由・内容	<p>令和5年10月から開始となる教室等貸出施設の目的外使用については、令和5年度は、半年分の予算を計上していたが、来年度以降は、通年実施となるため、一年分を計上します。</p>	

令和 5年度杉並区事務事業評価シート

(00077)

事務事業名称	消費生活相談及び消費者啓発			款	03	項	01	目	05	事業	002	整理番号	082
現担当課名	区民生活部管理課		係名	消費者センター			連絡先電話番号	3398-3141		昨年度整理番号	083		
上位施策No・施策名	03 犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり							予算事業区分	既定事業				
事業開始	昭和47年度	実行計画事業	目標	01	施策	03	計画事業	03					
令和 4年度担当課名	区民生活部管理課							事業評価区分	一般				

令和 4年度 事務事業の概要 (P l a n)

対象	消費者相談：区内在住・在勤・在学者 講座開催、啓発等：区内在住・在勤・在学者及び区内の消費生活団体等	根拠法令等 (1) 消費者基本法 (2) 杉並区立消費者センター条例
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	相談者の意思が尊重され、被害の救済、損害の回復及び利益保護が図られること。 消費者としての意識の向上と正しい知識を習得し、「見極める能力を備え、自ら選択し対応できる」消費者になること。	活動指標 指標名 (1) 消費者相談受付件数 指標説明 指標名 (2) 消費生活関連の講座開催数
事業内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	消費者が商品やサービスを購入又は利用する場合に生ずる契約などに関する相談を受け、助言やあつせんを行う。 外部講師による消費者講座を開催する。また、出前講座は学校や地域団体等が主催するイベント等に相談員や消費生活サポーターが出向き実施する。 啓発用リーフレットの作成や情報資料コーナーでの参考図書等の提供、区ホームページでの情報発信等、消費者被害の未然防止のための啓発活動を行う。	指標説明 成果指標 指標名 (1) 相談処理率 指標説明 指標名 (2) 講座参加人数 指標説明 消費者講座 + 出前講座【行政】

指標、総事業費 (P l a n ・ D o)

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度		令和 4年度		令和 5年度	令和 4年度	令和 4年度
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績	計画	対計画比 (%)	予算執行率 (%)
活動指標 (1)	1 件	3,971	4,000	3,602	4,000	3,973	4,000	99.3	84.7
活動指標 (2)	2 回	9	48	19	48	27	48	56.3	
成果指標 (1)	3 %	99	100	99	100	99	100	99.0	
成果指標 (2)	4 人	225	1,000	512	1,000	592	1,000	59.2	
事業費	5 千円	6,013	6,261	5,250	6,154	5,215	6,280	特記事項	
人件費	常勤職員分 (再任用含)	6 千円	30,976	25,509	25,863	25,029	25,536	21,617	消費生活関連の講座開催について、消費生活サポーターによる「出前講座」の依頼が予定より少なかったことにより、事業費の支出が90%未満の執行率となりました。
	上記以外の職員	7 千円	36,280	39,908	40,425	40,425	40,458	40,458	
総事業費 (5+6+7)	8 千円	73,269	71,678	71,538	71,608	71,209	68,355		
財源	受益者負担分	9 千円	0	0	0	0	0	0	
	国・都からの補助金	10 千円	0	0	0	0	0	0	
	その他の補助金等	11 千円	0	0	0	0	0	0	
	特定財源計 (9+10+11)	12 千円	0	0	0	0	0	0	
	差引：一般財源 (8-12)	13 千円	73,269	71,678	71,538	71,608	71,209	68,355	

令和 5年度杉並区事務事業評価シート

令和 4年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 082

	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
主な取組	消費者被害防止啓発用冊子・ちらしなどの作成	28,400	部	1,896
	消費者教育・啓発 (消費者講座・出前講座など)	27	回	313
	情報誌「くらしの窓すぎなみ」印刷	31,200	部	1,572
	消費生活相談員のレベルアップ (弁護士を招いての事例検討会・研修参加)	8	回	286
	その他 (情報資料コーナー図書購入ほか)			1,148
取組成果	<p>消費者の取引や契約上の被害等を未然に防止するための活動の中で、消費者講座 (特別講座を含む) を13回、出前講座を14回実施しました。令和4年4月から成年年齢が18歳となり、新成年の消費者被害等を未然に防ぐための啓発ちらしを作成し、選挙のお知らせに同封して送付しました。</p> <p>また、複雑化、多様化する消費者被害の相談に対応するため、消費生活相談員においては、OJTや弁護士による相談研修を8回実施するなどして、消費生活相談員のスキル向上に努めました。</p>			

令和 4年度 評価・分析、方向性・改善策 (C h e c k ・ A c t i o n)

課題・分析 (1 / 2)	<p>令和4年4月から成年年齢が18歳となり、未成年者として保護を受けていた18歳・19歳が自由に契約が出来るようになりました。20歳代の消費生活相談件数は未成年者と比べて多く、契約金額も高額になっており、今後も18歳、19歳にも及んでいくことが考えられます。</p> <p>また、経済活動における商品・サービス事業の多様化、社会を取り巻く情報通信技術の進化は、消費者の需要を喚起することになり、一方で契約上のトラブルや消費者被害も複雑化や、情報通信技術の格差を伴い増加しており、更に高齢化社会の進展は、悪質商法被害の増加が心配されます。</p>
課題・分析 (2 / 2)	
現年度の取組成果・予算執行状況 (年度末までの見込含む)	<p>消費者トラブルの未然防止を図るため、消費生活サポーターとの協働による出前講座や啓発チラシの配布等を通して、消費者一人ひとりの意識の向上と正しい知識の普及に努めています。出前講座については、令和5年8月末時点で12回実施し、7月1日の区の広報紙に最近どのような消費者トラブルが多いかなどの特集記事を組み、区民全体への周知を図りました。</p> <p>また、成年年齢が18歳となつてから、2年を経過しようとしているところで、若年者への消費者啓発の重要性も高まっており、若年者に向けた啓発チラシの内容を工夫するなどして、引き続き啓発活動を行っていきます。</p>
事業の方向性・改善策	<p>令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、10代の消費生活相談が令和3年度に61件でしたが、令和4年度は89件あり、消費生活相談の件数は増加しました。10代の消費者トラブルが増加していることも懸念され、若年者に向けた啓発方法を工夫しながら、啓発活動を行っていきます。</p> <p>また、サービスの多様化、社会を取り巻く情報通信技術の進化は消費者の需要を喚起することとなる一方、契約上のトラブルが増加し消費者被害の内容も多様化しています。これらの課題に対し、消費者被害の未然防止と被害解決に向けて、国、東京都をはじめ関係機関、団体と連携しながら、身近な自治体としての啓発活動及び相談体制の強化を図ります。</p>

令和 6年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	現状維持
	II 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>消費者センターには毎年4,000件程度の相談が寄せられており、高齢者等を狙った訪問販売や通信販売などの相談は増加する傾向にあります。また、10代、20代の若年層を狙った悪質商法は、新たな手口の被害も報告されています。</p> <p>こうした消費者トラブルの未然防止を図るため、消費生活サポーターとの協働による出前講座や啓発チラシの配布等を通して、消費者一人ひとりの意識の向上と正しい知識の普及に努めていきます。加えて、講座や啓発チラシの内容を工夫するなどして、事業の更なる充実を図っていきます。</p>	